

保健所における主な取組について

No	取組み項目	課名	令和1～4年度 [概要、方向性、考え方等]	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]
1	医務管理関係業務	保健医療課	<p>1 医療法に基づく事務</p> <p>① 医務関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所等の開設許可や届出の受理及び立入検査</li> <li>・病院に対する立入検査(年1回)(医療法第25条)</li> <li>・医療従事者の免許に係る進達業務</li> </ul> <p>2 医療相談窓口の運営</p> <p>3 厚生統計業務</p>	<p>○医療機関に対する立入検査業務</p> <p>R2～R4年度においては、医療機関の感染症対応等を考慮し、R2～R4年度は主に書面審査のみ。(R2,R3年度は書面提出、R4年度は医療機関にて書面検査。)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5月8日に感染症法上5類に移行した今年度からは、適正な医療提供体制の維持・確保に向け、市内43全ての各病院に対し、コロナ禍前の令和元年以前と同様、人員・構造設備・管理体制などの各項目について、院内ラウンド(現地立入)を含め、従来の手法による立入検査を実施。</p>
2	公害補償関連事業 アスベスト(石綿)関連事業	保健医療課	<p>1 公害保健関連事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害の補償等に基づく法律に基づく補償給付等</li> <li>・公害認定患者の健康の回復、保持、増進に向けた取組の推進</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害患者の認定・更新、公害補償費の支給</li> <li>・保健師による健康指導、相談、インフルエンザ予防接種の費用助成</li> </ul> <p>2 アスベスト(石綿)検診事業</p> <p>堺市アスベスト対策推進本部会議の構成員として、市民団体等との協力のもと、検診制度の周知や、アスベスト健康被害についての正しい知識の普及啓発など、アスベストにかかる市民の健康に関する取組みを推進。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿(アスベスト)検診の実施 (申込者数 R1:33人、R2:46人、R3:52人、R4:68人)</li> <li>・市民向け講演会(市民団体と連携し、開催) (R2、R3)</li> <li>・「アスベスト健康手帳」(新規受診者に配布)</li> <li>・石綿健康被害救済制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>①給付申請の受付</li> <li>②制度の周知(広報紙・ホームページ掲載、堺シティレポ放送(R1))</li> </ul> </li> </ul>	<p>○公害保健関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害認定患者に対する補償給付事務を着実に実施する。</li> <li>・大幅に縮小していた保健師による訪問指導について新型コロナウイルスの感染拡大によって、呼吸器疾患を有する公害認定患者に募った不安の解消に重点を置き、徐々に訪問件数を増加する。</li> </ul> <p>○アスベスト(石綿)検診事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省が実施する調査事業「石綿読影の精度にかかる調査」の受託を受け実施する石綿検診を通じ、石綿ばく露の不安のある方に対し、不安をやわらげるとともに、自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てる機会を提供する。</li> <li>※令和4年度 検診(申込者)数 68人</li> <li>・新たにSNSなどの多様な手段を用いて検診制度や石綿健康被害救済制度の周知を図る。</li> </ul>

保健所における主な取組について

No	取組み項目	課名	令和1～4年度 [概要、方向性、考え方等]	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]
3	難病関連事業	保健医療課	<p>1 難病患者支援関係事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)に基づく指定難病患者等への医療費助成</li> <li>・難病患者の療養生活の質の向上や在宅での適切な医療の確保</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定難病患者に対する医療費助成等</li> <li>・個別療養支援(本庁・各保健センターによる個別療養支援)</li> <li>・難病患者支援センターの運営管理(患者・家族交流会、学習会、就労相談、電話医療相談) など</li> <li>・小児慢性特定疾病児童に対する医療費助成</li> </ul> <p>2 骨髄移植普及促進事業</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨髄移植への理解を深め、ドナー登録協力への意識の醸成</li> <li>・ドナーが骨髄提供しやすい環境整備</li> </ul> <p>【主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人関西骨髄バンク推進協会(H29年連携協定締結)、大阪府、日本赤十字血液センター、企業等と協働・連携</li> <li>・献血併行型ドナー登録会の拡大</li> <li>・クラウドファンディングによる寄附金の募集(R1まではNPO法人関西骨髄バンク推進協会、R2以降は堺市)</li> <li>・大阪府立大学の学生を対象とした勉強会での啓発</li> <li>・大阪府立大学学園祭での骨髄移植「語りべ」講演会と映画上映会(※)</li> <li>・大阪府、大阪市と共に骨髄バンクドナー登録説明員の養成研修会(※)</li> </ul> <p>※R2～R4は新型コロナの影響により実施せず</p>	<p>○難病患者支援関係事業</p> <p>難病法に基づく指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成及び難病患者の療養生活の質の向上や在宅での適切な医療の確保に向けた取組につき、引き続き実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月1日より、医療費助成の開始時期を従来の「申請日」から「重症化したと診断した日」に変更。→「原則1か月」、「やむを得ない理由がある場合は3か月」まで遡りが可能となり、柔軟な対応を実施。</li> <li>・「登録者証」の発行(令和6年4月1日から。※患者からの申請により発行)→指定難病患者の証明が可能となり、各福祉サービスやハローワーク等の支援における利用に期待。</li> <li>・本市医療費助成受給証交付数(令和4年度末現在)指定難病7,244人、小児慢性特定疾病約844人</li> </ul> <p>○骨髄移植普及促進事業</p> <p>骨髄移植のより一層の普及を促進するため、NPO法人関西骨髄バンク推進協会との連携をより強化し、献血併行型ドナー登録会の拡充や、骨髄移植についての啓発活動を行う。</p> <p>★R5.10.1「骨髄移植について理解を深める医療講演会」の実施 令和5年10月1日(日) フェニーチェ堺(堺市民芸術文化ホール)3階 文化交流室 会場開催とYouTube同時配信によるハイブリッド形式により開催する</p>
4	結核対策の取組み	感染症対策課	<p>【結核ハイリスク者検診】</p> <p>(R1年度実施。R2～R4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施)</p> <p>目的:結核のハイリスクグループといわれる高齢者、高まん延地域からの入国者等に対し、検診を実施し、患者の早期発見・まん延防止に取組む。</p> <p>内容:胸部エックス線検査により、疾病を早期に発見する。</p> <p>対象:シルバー人材センター</p> <p>結果:136名受検</p> <p>要経過観察者や要精密検査者に対し、受診結果を確認し、結核との診断は無し。</p> <p>根拠法等:結核に関する特定感染症予防指針、結核対策特別促進事業</p>	<p>【結核対策】</p> <p>R4年 結核り患率 14.6 (R3年 14.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○患者管理・・・結核患者全員にDOTSを引き続き行い、実施率95%以上(国基準)を維持する。(R4年登録患者実績100%)</li> <li>○接触者健診・・・受診率の向上をめざし面接や電話での勧奨を継続し発病の早期発見とまん延を防止する。</li> <li>○肺がん・結核検診・・・小学校等地区会場へ胸部エックス線検診車を出勤させ、40歳以上の一般市民を対象に、胸部エックス線検査を実施し結核の早期発見を図る。</li> <li>○結核ハイリスク者検診 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となったが、今後はハイリスクグループに対して検診の実施を働きかける。なお、R6年度はこれまでの取組について分析を行い、効果的な実施方法を検討する。</li> </ul>

保健所における主な取組について

No	取組み項目	課名	令和1～4年度 [概要、方向性、考え方等]	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]
5	その他感染症予防の取組み	感染症対策課	<p><b>【風しんの追加的対策】</b>                      目的:これまで風しんの公的な予防接種を受ける機会がなく、他の世代や女性と比べて抗体保有率が低い特定世代の男性に対し、公的接種の機会を設けることで抗体保有率を上昇させ、今後の風しんの発生やまん延を防止する。                      内容:昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して風しんの抗体検査を行い、抗体価が低い人に風しん予防接種を実施。                      対象:昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性                      結果:抗体検査25,858名実施(うち4,782名に予防接種実施)                      根拠法:予防接種法、風しんに関する特定感染症予防指針</p> <p><b>【肝炎フォローアップ事業】</b>                      目的:肝炎ウイルス検査の結果、精密検査が必要な方に、相談や啓発を行い、早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。                      内容:B型肝炎・C型肝炎ウイルスが陽性または感染している可能性が高いと判定された人に、受診状況等現況の確認と未受診者への受診勧奨を行う。                      結果:158名に対し受診勧奨                      根拠法等:肝炎対策基本法、肝炎対策の推進に関する基本的な指針</p>	<p><b>【その他感染症】</b>                      ○風しん対策事業として、既存の妊娠希望女性等への助成事業に加え、抗体価の少ない特定の年代の男性に対しての抗体検査を実施し、抗体価が低い方を予防接種につなげる。また、国の「風しんに関する特定感染症予防指針」により、1例発生からの積極的疫学調査対応を行う。                      ○肝炎フォローアップ事業の評価と、より効果的な実施内容を検討するとともに、国や府の制度の動向を注視し、変更があった場合には必要な対応を行う。                      ○夜間 HIV検査の際に梅毒検査を同時実施し、性感染症に対する受検機会を拡大する。                      ○HIV/AIDSに対する理解を深めるために、中核拠点病院と連携し研修会を開催する。                      ○国、検疫所や府で実施される訓練や研修会に参加し、平時から危機対応に備えてのスキルを身に付ける。                      例)市立総合医療センターとの1類感染症患者移送訓練</p>
6	予防接種事業	感染症対策課	<p><b>【ロタウイルスワクチンの定期接種化】</b>                      令和2年10月1日からロタウイルス感染症が予防接種法に基づく定期接種対象疾病(A類)となり、医療機関向け説明会の開催、保護者向け接種勧奨を実施し、接種率の向上に取り組んだ。</p> <p><b>【BCG予防接種の個別接種化】</b>                      BCG予防接種は、これまで保健センターで集団接種として実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、令和5年1月から保護者負担を軽減することを目的として、かかりつけ医療機関で接種する個別接種化を実施した。保護者向け接種勧奨を実施し、接種率の向上に取り組んだ。</p> <p><b>【麻しん及び乳幼児期の予防接種率の向上】</b>                      ○国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」で定められている接種率目標(95%以上)を達成するため、4ヵ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳、就学前に各乳幼児健康診査の機会や市内幼稚園・こども園を通じて接種勧奨の案内を配布した。また、未接種者に対して、別途個別通知を送付した。(令和4年度麻しんの予防接種率95.5%(I期)、92.6%(II期))                      ○乳幼児期の予防接種についても、麻しんと同様に接種勧奨、広報による周知を実施した。(令和4年度乳幼児期の予防接種率98.8%)</p>	<p><b>【麻しん及び乳幼児期の予防接種率の向上】</b>                      ○国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」で定められている接種率目標(95%以上)を達成するため、4ヵ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳、就学前に各乳幼児健康診査の機会や市内幼稚園・こども園を通じて接種勧奨の案内を配布する。また、未接種者に対して、別途個別通知を送付する。                      ○乳幼児期に受ける予防接種についても、麻しんと同様に接種勧奨、広報による周知を実施し、95%以上の接種率を目指す。</p>

保健所における主な取組について

資料3

No	取組み項目	課名	令和1～4年度 [概要、方向性、考え方等]	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]
7	食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の普及と定着	食品衛生課	<p>【目的】 食品衛生法で規定されたHACCPに沿った衛生管理について、食品等事業者が円滑に取り組むことができるよう施設監視時などの機会を捉え、きめ細かく指導する。</p> <p>【主な取組内容】 ・監視指導計画に基づく食品等取扱施設への立入り監視 ・衛生管理計画の策定や日々の衛生管理を記録できる一般飲食店向けの衛生管理ファイルや手引書を窓口で配布 ・食品衛生責任者実務講習会の動画配信 ・食品衛生責任者実務講習会の集合型講習会の開催 ・HACCPに沿った衛生管理に係る助言や指導を行う食品衛生監視員を育成するために、国や関係機関が実施する専門的な研修会や講習会を受講</p> <p>※HACCP(ハサップ)とは 原材料から最終製品に至るすべての製造工程において、どのような危害発生の可能性があるかを分析し、危害発生を防止するために重要な工程を管理し、記録化する衛生管理の手法のこと。</p>	<p>【目的】 食品衛生法で規定されたHACCPに沿った衛生管理について、食品等事業者が円滑に取り組むことができるよう施設監視時などの機会を捉え、きめ細かく指導する。</p> <p>【取組】 ・年間を通じて監視指導計画に基づく食品等取扱施設への立入り監視 ・衛生管理計画の策定や日々の衛生管理を記録できる一般飲食店向けの衛生管理ファイルや手引書を窓口で配布 ・立入り監視時に衛生監視ファイルや手引書の記録確認と助言 ・食品衛生責任者実務講習会の動画配信(情報のアップデート) (配信内容:一般飲食店・製造業向け、集団給食施設向け) ・食品衛生責任者実務講習会の集合型講習会の開催(6月) ・HACCPに沿った衛生管理に係る助言や指導を行う食品衛生監視員を育成するために、国や関係機関が実施する専門的な研修会や講習会を受講</p>
8	食中毒予防の正しい知識の普及と啓発	食品衛生課	<p>【目的】 依然としてノロウイルス、カンピロバクター食中毒が全国で多発している。事業者に対し、講習会や監視時に機会を捉え、十分な手洗いと鶏肉は十分加熱して提供することを指導する。市民には鶏肉の生食の危険性を出張講習会、市HP、広報さかい、SNS等を通じて周知し、食中毒発生の低減を図る。</p> <p>【主な取組内容】 (事業者向け) ・監視指導計画に基づく食品等取扱施設への立入り監視 ・食品衛生責任者実務講習会の動画配信 ・食品衛生責任者実務講習会の集合型講習会の開催 (市民向け) ・出張講習会の開催 ・広報さかいや堺市HPへの掲載 ・SNS(市公式アカウントのLINE、Twitter、Facebook)に投稿</p>	<p>【目的】 依然としてノロウイルス、カンピロバクター食中毒が全国で多発している。事業者に対し、講習会や監視時に機会を捉え、十分な手洗いと鶏肉は十分加熱して提供することを指導する。市民には鶏肉の生食の危険性を出張講習会、市HP、広報さかい、SNS等を通じて周知し、食中毒発生の低減を図る。</p> <p>【取組】 (事業者向け) ・(再掲)監視指導計画に基づく食品等取扱施設への立入り監視 ・(再掲)食品衛生責任者実務講習会の動画配信 ・(再掲)食品衛生責任者実務講習会の集合型講習会の開催 (市民向け) ・出張講習会の開催 ・食中毒予防週間(8月)中の啓発ブース出展、啓発うちわの配布 ・各区分民祭りで食中毒予防のブース出展 ・広報さかいや堺市HPへの掲載 ・食中毒予防動画の配信 ・SNS(市公式アカウントのLINE、Twitter、Facebook)に投稿</p>

保健所における主な取組について

No	取組み項目	課名	令和1～4年度 [概要、方向性、考え方等]	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]
9	動物の適正管理	動物指導センター	<p>【主な取組み内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市で収容した犬猫の譲渡推進</li> <li>・地域猫活動団体への不妊手術助成金</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容する犬猫の高齢化や健康に問題のある個体の割合が増加している。</li> <li>・猫を見てもらえる施設がなく、成猫や持病のある猫の譲渡が進んでいない。</li> <li>・猫に移動等のストレスを与えることなく、猫の紹介及び譲渡をする必要がある。</li> <li>・地域猫活動補助金の予算額を超えた相談がある。</li> </ul>	<p>収容された猫の譲渡推進のため、猫を自由に見て触れ合うことができる猫の譲渡推進施設を整備する 施設内で譲渡登録や猫の紹介ができるため、猫にストレスを与えることなく譲渡できる。 堺動物愛護ふるさと納税及びふるさと納税型クラウドファンディングにより、予算を確保することで、収容動物の検査、治療を充実させるとともに、地域猫助成頭数を拡大する。(地域猫助成頭数:令和4年度280頭⇒令和5年度310頭)</p>
10	狂犬病予防法の特例(マイクロチップ登録)制度	動物指導センター	<p>【主な取組み内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年6月から動物愛護管理法の一部改正法の施行により、ペットショップ等で販売する犬猫にはマイクロチップ装着と環境大臣(国)への登録が義務付けられ、さらに、犬に装着されたマイクロチップは狂犬病予防法の特例により、犬鑑札とみなされることになった。堺市では、マイクロチップ登録された犬の登録や変更情報が国から通知される「ワンストップ制度」に参加したため、令和4年6月以降にマイクロチップを装着した犬を飼い始めた場合は、自治体窓口での登録手続きは不要となった。</li> </ul> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロチップを装着していない犬の登録や狂犬病予防注射後に交付する注射済票については、委託病院以外で注射した場合は、従来どおり、市の窓口に来所して手数料を納付し、注射済票の交付を受ける必要がある。</li> </ul>	<p>DX推進の取組みとして、市民が窓口に出向くことなく、鑑札、注射済票を交付できるよう、今年度中に電子申請に対応する。</p>
11	生活衛生関係事業者への衛生講習会の実施	環境薬務課	<p>理美容業者、公衆浴場業者及び共同浴場を持つ旅館業者に対し、衛生知識の向上を図るために衛生講習会を実施する。 理美容業では、市民等へ直接肌に触れる業であるため、ハサミ、かみそり等の洗浄消毒を正しく行わないと器具等を介した感染症が発生する可能性があり、浴場業では、水質の管理不足によりレジオネラ症が発生する可能性がある。 事業者に対しては、法令上の定めにある消毒方法、管理方法について説明し、最新のトピックスなど情報提供することにより、事業者の衛生知識の向上を図る。 R2～R4は新型コロナのため開催できなかった。そのため、資料を作成しHPにアップし、活用するよう促した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後ではあるが、ソーシャルディスタンスに配慮して、令和元年以前と同様に一堂に会する講習会を実施。 理美容業については、従来の消毒管理に加え、令和5年6月に公布された法改正の説明や多様化する理美容の状況の情報提供を行う。 浴場等事業者には、従来の水質管理に加え、実際に起こったレジオネラ症による事故事例を紹介し、配管洗浄等管理の重要性について説明するなど、意識向上を図る。</p>

保健所における主な取組について

資料3

No	取組み項目	課名	令和1～4年度 [概要、方向性、考え方等]	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]
12	浄化槽の定期検査受検率向上への取組み	環境薬務課	<p>浄化槽が本来の処理性能を発揮し汚水の適正な処理を図るため、浄化槽法では清掃、保守点検とともに、毎年1回の定期検査を義務づけている。全国的にみても大阪府域の受検率は低く、受検率の向上が課題となっている。</p> <p>このため、広報やホームページによる啓発に加え、平成30年度から地区ごとに定期検査受検について個別に通知文書を送付し、啓発を強化してきた。</p> <p>送付件数 6986件(H30～R4の合計:北・南・中・西(臨海除く)・美原・東区) 定期検査受検率 平成29年度:9.6% ⇒令和4年度:14.2%</p>	<p>定期検査受検の通知を残りの地区に送付し、最終年度として受検啓発の強化を行う。また、通知送付により、廃止浄化槽の情報等が得られたため、浄化槽台帳を実態に即したものとなるよう台帳整理を進めていく。これにより、適切に維持管理が行われていない浄化槽を的確に把握し、定期検査を含めた維持管理の周知徹底を図っていく。</p> <p>送付件数 令和5年度:約100件(西区(臨海のみ)・堺区)</p>
13	薬局、店舗販売業の監視指導	環境薬務課	<p>【目的】 薬局、店舗販売業に対する許可事務・監視指導の実施することで、市民の安全及び保健衛生の確保を行う。</p> <p>【主な取組内容】 薬局及び店舗販売業で、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき衛生的に医薬品等の管理が行えているか、また適切に医薬品の販売授与が行えているかを確認している。</p> <p>R2～R4においては、新型コロナウイルス感染症により立入による監視指導を縮小。 コロナ禍において、自主点検表の送付により、法令遵守の確認を実施。調剤業務やオンライン服薬指導などのコロナ対応を含む法令等改正に対して随時周知。</p>	<p>コロナ禍においては、薬局、店舗販売業に対して立入による監視指導を縮小し、事業者による自主的な点検を実施してもらっていたが、今年度は対象となる施設に対しては立入による監視指導を実施する。</p> <p>併せて、度重なる法令改正等に対する事業者の対応状況について、遵守できているかを確認する。</p>
14	薬物乱用防止啓発事業	環境薬務課	<p>【目的】 広く市民(主に若年者)に対して、大麻や覚醒剤等の乱用薬物に関する正しい知識の普及と薬物乱用防止に係る意識の醸成を図る。</p> <p>【主な取組内容】 ①各区域で行われる「区民まつり」等で、パネル・映像等を使用したクイズによる啓発(啓発人数 R1:4409人、R2、R3:コロナの影響により中止、R4:1874人※コロナの影響により縮小して実施) ②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間(6月20日から7月19日)中の街頭キャンペーンの実施(啓発人数 R1:2000人、R2、R3、R4:コロナの影響により実施せず) ③学校における薬物乱用防止教育への支援として、啓発パネル・ビデオ・DVD・薬物標本等の貸し出し及び資料の提供 ④広報紙・ホームページ・SNS等での情報発信 ⑤本庁舎ロビーにおけるパネル展示 ⑥各運動期間における懸垂幕の掲出</p>	<p>左記の取組を引き続き実施する。また、コロナ禍において活動が制限され、十分な啓発が実施できなかった一部の取組についても、活動を再開し啓発を行う。特に30歳未満の若年層における大麻事犯の増加が深刻な問題となっており、重点的に啓発を実施する。</p>

保健所における主な取組について

No	取組み項目	課名	令和1～4年度 [概要、方向性、考え方等]	令和5年度 [概要、方向性、考え方等]
15	害虫に対する市民理解の高揚と自主的な予防・防除行動の促進への取組み	生活衛生センター	<p>害虫の発生には季節性や周期性がある中で、市民相談の大半は、虫の発生後にその恐怖や不快から回避するために寄せられる。そのため本所の啓発指導も常に受動型とならざるを得なかった。市民相談件数(※)の削減を目標に、虫の発生期を見据え種族の特性に応じた生態や対処方法に関する戦略的・能動的な情報発信を強化し、害虫への市民の理解と自主防除意識の高揚を図る。</p> <p>※各年度市民相談件数(参考)                      令和元年 1,188件(ハチ類678、セアカゴケグモ76、ネズミ43、その他391)                      令和2年 1,017件(ハチ類588、セアカゴケグモ54、ネズミ32、その他343)                      令和3年 812件(ハチ類475、セアカゴケグモ53、ネズミ33、その他251)                      令和4年 917件(ハチ類580、セアカゴケグモ33、ネズミ51、その他253)</p>	<p>各害虫の発生期を見据え、生態や対処方法などを市民に事前周知することで、害虫に対する市民理解の高揚と、自主的な予防・防除行動を促進するため、次の取組みを強化する。</p> <p>①各区役所での「ハチのパネル展示」及び、蚊防除活動の薬剤配付時にハチの初期啓発を行うなど能動的啓発を推進する。                      ②市民相談に対する訪問調査回数をできるだけ増やし、フェース・トゥ・フェースを基本とした、市民目線に応じた啓発を実施する。                      ③経年の市民対応実績を踏まえ、効果的な啓発の実施時期を逸さないよう、広報への記事掲載やホームページの適宜更新を実施する。                      ④自前で作成したチラシを区民情報コーナーなどに提供することで広報を強化する。                      ⑤センター訪問者については、市民啓発コーナーへの入室を積極的に案内し、職員対応による分かりやすい啓発を行う。</p>